

3 大和小学校いじめ防止基本方針

H 3 1

1 いじめとは

【いじめの定義と理解 いじめ防止対策推進法より】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童が在籍している等当該児童と一定の人間関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

- 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係をさす。
- 「心理的又は物理的な影響」…心理的な影響とは、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる等。物理的な影響とは、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、せられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする等。
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害状況に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童を全面的に支援する。学校では、児童のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童間のトラブルは軽微なものと含めて常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやしたてたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする必要がある。

2 いじめの防止の基本方針

- 国や福岡県、柳川市の方針におけるいじめの防止等に関する基本的考え方を踏まえ、本校においては、いじめの防止等に関しては、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組の充実、早期対応と継続指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていくこととする。
- 全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにする。
 - ①いじめを生まない教育活動を推進する。(道徳教育・体験活動の実施、校長講話の実施)
 - ②いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。(手引きの活用、アンケートの定期的な実施)
 - ③いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく 各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
 - ④児童理解と教育相談体制を整備する。(SV・SC等の活用、相談窓口の周知)
 - ⑤校内研修を充実させる。(一般研修等)
 - ⑥保護者・地域等への働きかけを行う。(リーフレットや相談窓口の周知等)

3 いじめ防止対策推進のための組織

(1)「生徒指導委員会」(学校内)

月 1 回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。(Sマネジメントタイム・生徒指導等3委員会において行う)
※ 3委員会では「校内いじめ防止対策委員会」「生徒指導推進委員会」「特別支援教育推進委員会」を合同で全職員で行う

(2)「いじめ防止対策委員会」(学校内)

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SV、SC、SSW、スクールサポートーによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(3)家庭や地域、関係機関と連携した組織(学校外)

いじめ問題が発覚した場合はPTA三役・当該学年委員をスタッフとして「PTAいじめ防止対策委員会」を発足させて解決への支援を依頼する。それでも不十分な場合は、大和小学校支援協議会の事務局を「校区いじめ防止対策委員会」として、いじめ問題の対応・解決への支援を依頼する。

4 いじめ防止の取組

(1) 未然防止

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。いじめのための特別な取組をするものではない。

- ①日頃より、自分の人権を守り、他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を培う。
- ②分かる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫するなど、日常の授業改善を積み上げる。
- ③授業やその他の教育活動の中に生徒指導の3つの留意点「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」を意識した取組を進める。
- ④体験学習等を通して、児童同士の心の結びつきを深め、社会性を育む教育活動を進める。

(2) 早期発見

いじめのサインは、いじめを受けている児童本人からも、いじめている児童の側からも出ている。また、短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、いじめがあったという認識のもとに、真摯に対応することが重要である。

- ①日常の会話や日記・アンケートや聞き取り等でのSOSの出し方について指導しておく。
- ②毎月10日の学校アンケート調査を実施して、子どもの実態をつかむ。
- ③5月、9月、12月に教育相談強調月間を設け、子どもの気持ちをていねいに聞き取る。
- ④6月と10月に保護者へいじめチェックリストを配付し、気になることは連絡してもらう。
- ⑤担任は、個々の児童に対して学校生活のようすの変化を注意深く見ていく。
- ⑥ささいな情報でも毎月の生徒指導等3委員会で出し合い、確実に共有し、速やかに対応する。
- ⑦教育相談箱を図書館横に設置し、担任に児童が直接言えないことなどの把握に努める。

(3) いじめ防止等に関する措置

いじめの対策のための組織「いじめ防止対策委員会」（軽微な場合は「生徒指導委員会」）が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。問題の解消を目指すが、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発をふせぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。

- ①いじめに対する措置（組織的な対応、被害、加害児童への対応）
- ②いじめに向かわない態度・能力の育成（道徳教育等・児童の主体的な活動）
- ③いじめが生まれる背景と指導上の注意（特に配慮が必要な児童への対応）
- ④いじめの解消（いじめが解消したとするための要件）

- ①いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ②いじめの事実が確認された場合は、生徒指導等3委員会を開き対応を協議する。
- ③いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、一定期間別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑤事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法より）

アいじめにより児童等の生命、心身又は財産に大きな被害が生じた疑いがあると認められる場合
イいじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
ウ児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、柳川市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切に取る。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 いじめ防止対策推進の年間計画

※アンケート結果は、3年間保管

	主ないじめ防止対策活動	保護者への働きかけ	職員研修計画
4月	生徒指導等3委員会（Sマネタイム内で） 市生活実態調査の実施	・PTA総会での講話	・生徒指導計画共通理解
5月	教育相談、生徒指導・学校アンケート 生徒指導等3委員会（第4水曜日） いじめ防止対策委員会（SV要請）	・学校アンケートの報告	・気になる子の共通理解と指導方針の確認
6月	生徒指導等3委員会（Sマネタイム内で） きらきらアンケートの実施	・リーフレット、チエックリストの配付	・いじめ、市アンケートの結果の検討会
7月	いじめ防止対策委員会 学校アンケートの実施 未然防止に向けての全校朝会での指導 生徒指導等3委員会（Sマネタイム内で）	・学校アンケートの報告	・1学期の取組評価反省 ・県人権同和教育研修会の報告共有
8月	サマースクールや愛校作業時の児童観察 生徒指導等3委員会（Sマネタイム内で）		・人権同和教育事例研修 ・いじめ問題研修
9月	学校アンケートの実施 生徒指導等3委員会（第4水曜日）	・個別懇談 ・学校アンケートの報告	
10月	教育相談の実施 県いじめアンケートの実施 生徒指導等3委員会（第4水曜日）	・リーフレット、チエックリストの配付	・教育相談の方法についての研修
11月	きらきらアンケートの実施 生徒指導等3委員会（Sマネタイム内で）	・学校アンケートの報告	・SC事例研修
12月	いじめ防止対策委員会 学校アンケートの実施 未然防止に向けての全校朝会での指導 生徒指導等3委員会（Sマネタイム内で）	・人権同和教育授業参観	・2学期の取組評価反省
1月	学校アンケートの実施 生徒指導等3委員会（第4水曜日）	・学校アンケートの報告	
2月	学校アンケートの実施（下旬） 生徒指導等3委員会（第4水曜日）	・個別懇談 ・学校アンケートの報告	・次年度教育計画の共通理解
3月	生徒指導等3委員会（Sマネタイム内で） いじめ防止対策委員会	・学校アンケートの報告	・3学期の取組評価反省
備考	○いじめ防止対策委員会(定期+臨時) ※SCやSSWは必要な場合のみ参加を要請 ○日常の観察 •朝の会の健康観察時、帰りの会、休み時間 •教師が目の届かないところへの気配り ○相談ポストの設置及び活用 ○ネット上の課題の確認と共通理解 ○PTA講演会 ○新聞等全国的な課題の確認（新聞切り抜き）		

7 いじめ対応全体図（組織的対応の流れ）

いじめを認知した場合は、一人で抱え込みず、大和小学校全体で対応することが大切である。担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういう状況を避けるためにも、校長を中心に対応し、いじめ防止対策委員会を有効に機能させ、事案が発生した場合は、今後の方針を立てて共通理解を図ってチームで取り組むことが大切である。

